

◎新潟県告示第1249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（小黒西山地区 大規模特定砂防（地すべり）事業 用地測量）
- 2 作業期間 令和5年9月19日から令和5年10月12日まで
- 3 作業地域 上越市安塚区小黒地内